

平成14年10月1日
研究所規則第46号
一部改正 平成23年3月30日 研究所規則第2号

独立行政法人港湾空港技術研究所実習生受入規程

- 第1条 趣旨
 - 第2条 実習生定義
 - 第3条 実習生の受入
 - 第4条 受入手続き
 - 第5条 実習生受入の取消
 - 第6条 監督者
 - 第7条 実習計画等
 - 第8条 実習報告
 - 第9条 成果の発表
 - 第10条 成果の取扱
 - 第11条 実習対価
 - 第12条 契約職員としての雇用
 - 第13条 賠償責任
 - 第14条 研究所の補償の免除
 - 第15条 実習等の中止
- 附則

(趣旨)

- 第1条 独立行政法人港湾空港技術研究所(以下「研究所」という。)が実習生を受入れることにより技術者の養成を支援する。

(実習生定義)

- 第2条 実習生とは次に掲げる者とする。
- 一 国内外の大学及び大学院に籍を置き研究所で実習を受ける者
 - 二 学校教育法の高等専門学校に籍を置き研究所で実習を受ける者

(実習生の受入)

- 第3条 第2条に定める者が在籍する教育機関等(以下「申請者」という。)から、その教育課程に基づき実習申込みがあった場合は、実習生を受入れることができる。

(受入手続き)

- 第4条 申請者は実習生の派遣を希望する場合は、「実習生申込書」(別紙様式1)、及び「実習生身元保証書」(別紙様式2)を提出するものとする。
- 2 理事長は「実習生申込書」の提出があった場合は、受入れる研究部の状況、実習内容等を検討し受入れの可否を決定するものとする。
 - 3 実習生の受入れを決定した場合は「実習生受入承諾書」(別紙様式3)を申請者に送付する。
 - 4 申請者は前項による「実習生受入承諾書」の送付を受領した場合は「同意書」(別紙様式4)を実習生と連名で提出するものとする。

(実習生受入の取消)

- 第5条 研究所は次に掲げる事項に該当する場合は実習生の受入れを取消することができる。
- 一 申請者より中止の申出があった場合
 - 二 実習生が疾病、その他の事由により実習を受けることが困難な場合
 - 三 第4条第4項の「同意書」が提出されない場合

(監督者)

第6条 理事長は監督者の指名を行うものとし、指名された監督者は実習生を指導し実習に従事させるものとする。

(実習計画等)

第7条 実習生は監督者と相談のうえ実習計画書(別紙様式5)を作成し、理事長に提出するものとする。

2 実習生の実習に関する事項は、監督者の指示に従うものとする。

(実習報告)

第8条 監督者は実習が修了したときは、実習報告書(別紙様式6)を理事長に提出するものとし、理事長は提出された実習報告書を申請者に送付するものとする。

2 理事長は実習を修了した実習生に対し、実習修了書を交付するものとする。

(成果の発表)

第9条 実習生が実習によって得られたデータ等を利用し、論文等を発表するときは監督者の許可を得なければならない。

(成果の取扱)

第10条 実習の成果によって得られた特許権等知的財産権は、全て研究所に帰属するものとする。

(実習対価)

第11条 実習生は無報酬とする。

(契約職員としての雇用)

第12条 研究所の業務を実施しながら実習を行うことにより、さらなる実習効果を上げる観点から実習生が希望する場合には、研究所は週3日間を上限として、実習生を契約職員として雇用することができるものとする。

2 契約職員の雇用等に関する事項は、独立行政法人港湾空港技術研究所契約職員就業規則(平成18年研究所規則第2号)の定めによる。

(賠償責任)

第13条 実習生が故意又は重大な過失により当研究所に損害を与えた場合、研究所は本人又は申請者に損害賠償を請求することができる。

(研究所の保障の免除)

第14条 実習生が研究所の責によらないで、実習の期間中に本人が傷害を受けた場合、又は他の者に傷害を与えた場合、研究所はいかなる賠償の責も負わないものとする。

(実習等の中止)

第15条 研究所は受入れの期間中に指導を継続することにより研究活動、その他の業務に支障が生じ、又は天災その他やむを得ない理由が生じたため、当該実習を継続することが困難となった場合は、申請者と協議の上当該実習等を中止することができるものとする。

2 研究所は、実習生又は申請者が研究所の定める事項等を遵守しないときは実習を中止することができるものとする。

3 研究所は前一、二項により実習を中止するときは申請者に別紙様式7により通知する。

附 則

この規程は平成14年10月1日より施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に受入れた実習生については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に受入れた実習生については、なお従前の例による。

様式 1

年 月 日

実 習 生 申 込 書

独立行政法人
港湾空港技術研究所理事長 殿

申請者
住所
名称
役職・氏名

印

実習生に関し、実習生身元保証書を添えて下記のとおり申し込みます。

記

氏名

所属（学部、学科、学年等）

生年月日 年 月 日

現住所

電話

希望する実習内容

実習期間 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

契約職員希望の有無 有り 無し

宿泊希望の有無 有り 無し
年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

宿泊期間は「宿泊施設に入る日」～「宿泊施設を出る日」とする。

その他希望事項

様式 2

年 月 日

実 習 生 身 元 保 証 書

独立行政法人
港湾空港技術研究所理事長 殿

申請者
住所
名称
役職・氏名 印

貴研究所へ実習生として下記の者を派遣するに際し、実習生の身元保証の責任を持ち、万一実習生が貴研究所の諸規程を遵守しなかったときは、実習生と連帯してその責めに任じます。

記

氏名

所属（学部、学科、学年等）

様式 3

番 号
年 月 日

実 習 生 受 入 承 諾 書

申請機関 殿

独立行政法人
港湾空港技術研究所理事長

年 月 日付けでお申し込みのありました実習生の件につきましては、下記のとおり承諾致します。

下記の受入条件に同意する場合は、「同意書（様式 4）」を実習生と連名で提出願います。

記

1. 実習生氏名
2. 実習題目
3. 実習監督者
4. 実習期間 年 月 日 ~ 年 月 日
5. 実習日 週 2 日（無報酬）
6. その他

「独立行政法人港湾空港技術研究所実習生受入規程」を遵守すること。
傷害保険またはこれと同等の保険に加入し、受入までに加入保険証の写し等の保険に加入したことを証明する書類を提出すること。

上記とは別に、希望のありました研究業務を補助する契約職員として、週 3 日を上限として雇用致します。

なお、契約職員の取扱いは、独立行政法人港湾空港技術研究所契約職員就業規則の定めによるものとします。

様式 4

同 意 書

年 月 日付け港空研企第 号による「実習生受入承諾書」に関しては、これに同意し、貴研究所の規則、規程等を遵守することと致します。

なお、別添のとおり加入保険証の写し（仮領収書）を添付致します。

年 月 日

独立行政法人

港湾空港技術研究所理事長 殿

申 請 者

印

実 習 生

印

様式 5

年 月 日

実 習 計 画 書

独立行政法人港湾空港技術研究所
理事長 殿

実習生所属
学校名
学 科
氏 名

1. 実習監督者

2. 実習期間
平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()

3. 実習題目

4. 実習内容

様式 6

年 月 日

実 習 報 告 書

監督者

所 属 先

センター・領域
研究チーム

氏 名

1. 実習生
所属
氏名

2. 実習期間
平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()

3. 実習題目

4. 実習内容

5. 所 見

評 価

実習への取組 積極的である 普通 あまり積極的でない 積極的でない

実習内容への理解度 高い やや高い やや低い 低い

総合評価 優れている 普通 やや劣る 劣る

その他

様式7

番 号
年 月 日

実 習 中 止 通 知 書

申請者 殿

独立行政法人
港湾空港技術研究所理事長

年 月 日付け実習生申込した「実習生氏名」に関して下記の理由により実習の受入れ
を中止します。

記